

## 連続講座 第2回

## 漂流・漂着と送還体制

赤嶺 守 (名桜大学大学院特任教授)

## 「歴代宝案」にみる漂着

『歴代宝案』は1867年まで編修が行われているが、清代、1867年までの漂着事案については、『歴代宝案』以外に『中山世譜』や『家譜』そして中国に残された档案(行政文書)などから279件の事案が確認でき、その内『歴代宝案』には247件の漂着事案が記録されている。中国への漂着件数は近隣諸国の中では琉球が最も多い。279件の事案中、漂着船は漁舟や琉球・鹿児島間を往復する楷船の事例もあるが、島嶼国家である琉球では島嶼間を多くの「地船」が往復しており、そうした船隻の漂着事例が圧倒的に多い。漂着者の総数は4,900人にもものぼる。その中には、死者557人、海上での落水や海賊に攫われ行方不明となった者20人が含まれている。漂流はほとんどが暴風といった突発的な自然現象で引き起こされる。漂着時期を見てみると、陰暦の6月と7月が最も多く、台風が多発する時期に漂着事案も多く発生している(表1)。漂着地については浙江省が最も多く、福建省(台湾府を含む)・江蘇省・山東省・広東省と続き、漂着はほぼ中国沿岸各省に及んでいる。(地図参照)

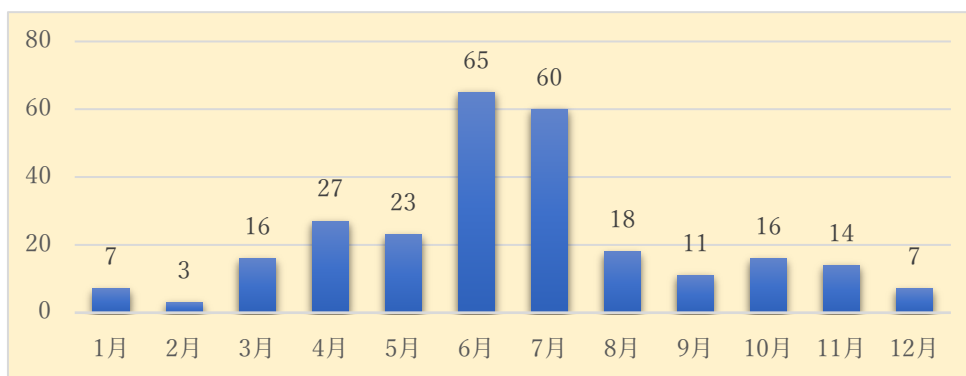


表1：漂着事案の月別発生件数(閏月含む・陰暦)

## 漂着事案の発生と現地での取り調べ

沿岸各省で漂着が確認されると、現地において役人の筆談による「書訊」という取り調べがおこなわれる。その後、漂着者は全て福州に護送される。浙江省や広東省のように隣接し距離的に比較的福州に近い地域へ漂着した場合、中国人の琉球語通訳である土通事が漂着地に派遣されることもあった。漂着船が航海に耐えようと判断されると兵船を派遣して福州まで護送し、原船を漂失したり、損壊がひどく売却したりした際は、漂着者の福州への護送については、雇船で水路を選ぶ場合もあるが、陸路による護送のケースが多い。途中病故者がでると、福州まで「屍棺」を運び埋葬した例外的な措置も散見するが、現地で柩を賜い埋葬標記されるのが通例であった。福州には中国沿岸各省から琉球漂着民が護送されてくる以外に、朝鮮や安南（ベトナム）・呂宋（フィリピン）からも中国を経由して送還される琉球漂着民が送られてくるなど、福州は東アジアにおけるまさに琉球漂着民送還のターミナル的存在であった。

## 救済の内容

清代の琉球漂着民の送還体制は、基本的に明代の送還システムを継承したものと理解していいだろう。明代、1594年（万暦22）に浙江省温州府に漂着した進貢使者らを福建巡撫（省の長官）が漳州人阮国を派遣し福州から護送帰国させ（『歴代宝案』1-04-05）、1620年（泰昌元）には広東省の瓊州と雷州の境界に漂着した漂流民33人を進貢船で同じく福州から帰国させるといった事例（『宝案』1-18-15）を『歴代宝案』で確認することができる。また1633年（崇禎6）の福建省福清県海壇地方に漂着した漂流民に対して、福州に護送されてきた日から毎日、全員に米1升5合・蔬菜銀5釐・柴薪銀1釐を支給し、さらに衣被銀2銭が与えられ、帰国の日まで福州琉球館に安頓するといった措置がとられている（『宝案』1-19-23）。このように琉球漂着民に対する救済については、明代にすでに成例化されていた。

清代の福州における救済は、乾隆期の『戸部則例』で1日、口糧米1升・塩菜銀6釐、帰国に際して1ヶ月の行糧、「加賞」として「布4疋・綿花4斤・茶葉1斤、灰麵（小麦粉）1斤、生烟（煙草）1斤、毎40名に猪（豚）2口（匹）、羊2牽（匹）、酒2埕（瓶）」の給与が規定され、山東省では各自1日口糧銀5分、江蘇省では口糧米1升・塩菜銀6釐、浙江省では口糧米1升・塩菜銀6釐3分、広東省では口糧米1升・塩菜銀1分と規定され、均一化されたものではなかった（表2）。それ以外に各省で衣類や必需品が供与されている。『戸部則例』に、表3のように浙江省での支給規定が詳細に示されている。しかし、こうした供与は必要に応じてなされるもので、必ずしもその規定に準じて全て支給されるものではなかった。福建省における「加賞」については、「各賞」の布・綿花・茶葉・灰麵・生烟と、「共賞」の猪・羊・酒に区分され、「各賞」は各自、「共賞」は全体を対象としていた。その内「共賞」の猪・羊・酒については、琉球からの漂着が頻発する中で、40名に猪2口、羊2牽、酒2埕の規定が、40人に満たない場合は、猪1口、羊1牽、酒1埕、さらに人数が少ない場合、各自猪肉・羊肉・酒各4斤と変わり、人数に合わせて支給されるようになる（表4）。また他省で救済品が給与されていない場合、或いは十分な救済がなされていないと判断された以外は、原則として「加賞」はおこなわないということも定例化していく。

① 一般支給品

【毎日】	福建省	山東省	江蘇省	浙江省	広東省
米（口糧米）	1升	銀5分	1升	1升	1升
塩・野菜代（塩菜銀）	0.6分	5分	0.6分	3分	1分
【帰国時】					
米・食糧（行糧）	1ヶ月				

表2 各省ごとの支給品（一般支給品／1人ずつ）

時期	加賞品
春秋	綿布衫（綿の単衣の上着）1着 綿布袴（綿のズボン）1本
夏	苧布衫（苧麻の単衣の上着）1着 苧布袴（苧麻のズボン）1本
冬	毛氈帽（毛織りの帽子）または裹頭布（頭巾）1個 綿襖（綿入りの上着〔防寒着〕）1着 綿袴（綿入りのズボン）1本
嚴冬	綿氅衣（羽毛入りの服）1着 綿鞋（綿入りのくつ）1足

表3 浙江省における救済支給品（『戸部則例』）

②加賞（各賞＝各自）		③加賞（共賞）（グループ）			
【一度】		【一度】			
布	4疋		40名	40名以下	少人数（1人ずつ）
綿花	4斤	猪	2頭	1頭	4斤
茶葉	1斤	羊	2頭	1頭	4斤
小麦粉	1斤	酒	2瓶	1瓶	4斤
たばこ	1斤	1斤 ≒ 約 600g			

表4 福建省における加賞（各賞＝個人と共賞＝グループに支給）

### 漂着船・貨物の売却 — 変売 —

漂着者による交易行為は許されていなかったが、福州までの移送が困難な壊船や搭載貨物を現地で売却し換金化して持ち帰ることは救済の一環として許可されていた。『歴代宝案』では、それを「変売」と称し、換金化された銀両を「変価銀」と記している。漂着地では漂着民の意志によって変売するか否かが決められ、福州では琉球館に駐在する存留通事の変売の決定に関与していた。変売の対象となった貨物は米・粟・綿花・塩・茶・烟草（煙草）などが多かったが、損壊船、また堅固な漂着船でも2・3反帆の狭小な小型の船隻は遠途航海に堪えられないとの理由で変売されることもあった。

中国からの持ち出しが禁止されていた史書・焰硝・牛角・倭鉛・兵器・桐油・鉄鍋・黄紅銅器などは、たとえ漂着民が随帯貨物として持ち込んだものであっても帯出が許されることなく、中国国内における変売が強制的におこなわれていた。1770年（乾隆35）7月に浙江省太平県に漂着した嘉数船（兪崇道等19人）では随帯貨物の鋼鉄・鉄鍋が（『宝案』2-55-01）、また1793年（乾隆58）7月に鎮海県に漂着した比嘉船（比嘉等9人）では牛角が強制的に変売させられている（『宝案』2-82-13）。一方で、琉球人が持ち込んだ銅器（琉球炉）が、売却される代わりに世話になった現地役人へ贈られた例もあった（『宝案』2-122-02）。

漂着船及びその随帯貨物は、たとえ船が座礁し沈失・漂散したものであっても沿海の住民がそれを勝手に撈獲して持ち帰ると、漂着者の財物の略奪行為とみなされ、発覚すると処罰の対象となっていた。1786年（乾隆51）8月に福建省長楽県に漂着した当間等25人の案件では、船板や米を撈獲して持ち帰った居民22人が検挙され、鞭打ちや流罪などの刑を受けている（『宝案』2-73-16）。

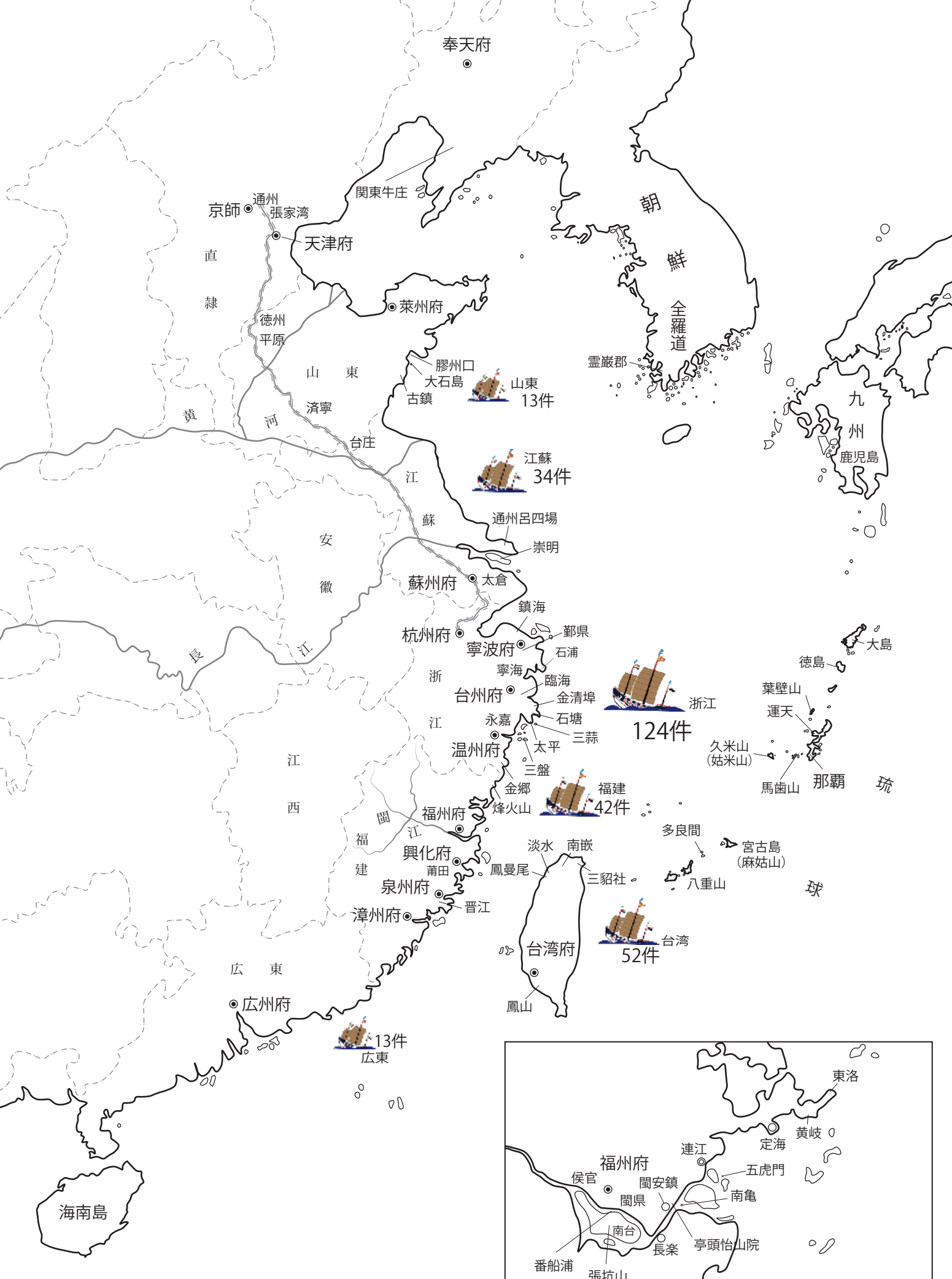
### 福州からの送還方法

福州琉球館は琉球漂着民の送還拠点となっていた。漂着民は帰国のため乗船するまで、福州琉球館での待機が義務付けられ勝手な移動は許されていない。原船で福州から帰国する場合、漂流で損壊した箇所修復が必要なケースでは、琉球館の存留通事が中国側の公費（存公銀）での修復を要請することが多いが、琉球館側の費用で修復することもあった。また分乗できる漂着船がなく進貢船や接貢船の到着を待って送還される場合、1年以上も福州で待機しなければならないケースもあった。清代の琉球漂着民の送還に関しては、原船や進貢船・接貢船以外に、租雇された商船による送還も行われている。出航前に船体の安定を保つために船底に底荷（バラスト）という重量物を積み込んでいたが、その重量物が足りない場合は、1761年（乾隆26）7月に浙江省平湖県に漂着した大湾船のように、碗・糖・線香等の粗重貨物を購入して底荷として帰国した事例もあった（『宝案』2-45-18）。しかし、こうした粗重貨物を購入する方法は成例化することはなく、粗重

貨物が足りないケースでは、進貢船や接貢船の粗重貨物が底荷として積み込まれるようになる。進貢船や接貢船から運び込まれた貨物は出国する際、全て免税措置が施されていたが、漂着者の原船に装載された貨物に対しても同じく免税措置が施されていた。積荷のほかに、進貢船や接貢船からは、航海に詳しい水夫2人が送り込まれ、漂着民の「引導帰国役」を担うようになる。

乗船後、帰国者には福州清軍海防分府から渡航証明として「護照」が発給される。「護照」は各自に発給されるのではなく、全員に対して1枚の「護照」で、「護照」には中国への漂着の経緯・帰国者全員の人名が記載され、沿海における官憲による検査で出洋が遅滞することのないよう記されている。こうして発給された護照は次期の貢船での返却が義務づけられていた。

原船で帰国する際、漂着者は総督・巡撫による帰国の批示（許可）を待ち、許可されると閩江（びんこう）を下り、閩安鎮で乗船人員・貨物の検査を受け、その後兵船に護送され、沿岸の外洋近くで風待ちをする。出洋するまで三か月以上の日時を費やす場合もある。帰国の際、琉球国王宛ての漂着民の救済・送還の経緯を記した文書（咨文）が帰国船に託されている。これに対して琉球国王からは漂着者の無事帰国の報告と救済への謝意を示す文書（謝咨）を送ることが送還体制における文書の収発システムの中で成例化していた。この琉球国王からの「謝咨」の発送をもって、漂着事案に関わる一連の行政処理が終了した。



歴代宝案6冊関連地図

\* 船形/件数・地名は地域別漂着件数(1644~1867年)

閩江沿岸拡大図

2-51-15

福建布政使司より琉球国中山王尚穆あて、遭風の琉球難民宮  
国目指等の救護・送還について通知する旨の咨文

(乾隆三十三年「一七六八」、六、十七)

福建等処承宣布政使司、稟報の事の為にす。

乾隆三十三年五月初四日、総督部堂崔（応階）の批を奉けたる  
本司の呈詳あり。

査し得たるに、琉球国の夷人宮国目指等二十人は風を被り、飄ただよ  
いて霞浦県三沙汎の洋面に入れば、護駕して省に來たらしむるの  
一案あり。憲檄を遵奉し、福防同知李倓に行抛して供称を訊訊せ  
しめたるに、難夷順流の配せる水梢佐喜波等共に一十五人は俱とも  
に琉球国大番島の人に係る。海船一隻に駕し、乾隆三十三年二月  
初二日に于て大島に在りて火柴を装載し麻姑山に往き售売せんと  
す。麻姑山の地方官、小米二百包を封運し、頭目の宮国目指等五  
人を差わし、船に在りて管解せしむるを経て、中山国王の処に往  
きて交納せんとす。本年二月二十七日麻姑山に在りて開駕し、二  
十九日洋に在りて風に遭い、重きを載せたれば幾ほどど覆えらんと  
し、桅篷を將て砍断し、小米を把て一百三十九包を抛棄す。風に  
任せて飄流し、三月十八日に于て漂いて三沙汎の洋面に到る。只  
だ小米六十一包併びに随帶せる零星の箱籠・雜物を剩すのみ。霞  
浦県、營いと会して救護するを経て、内地の舵工を雇傭して牽引せ  
しむ。二十七日省に到り、二十八日訊明して館駅に安挿し、議し

て、乾隆二十五年に辦理せる黒島首里大屋子等の例を援照して、  
口糧・行糧を供応し、另に布棉等の物を賞して以て優恤を示さん  
ことを請う。駕し來たれる原船は、議して黒島首里大屋子等の夷  
船の例を援照して量給し、該夷官に着して承領して辦理せしむる  
を請う。接貢船内より另に水梢一名を撥し、代わりて開駕して回  
国するを為さしむ。原存せる小米六十一包は館に留めて食用と  
し、箱籠・雜物は均しく帶回せしむ、等の由ありて前來せり。

本司査するに、琉球国の難夷順流等は風に遭いて閩に來たれ  
ば、応に口糧・行糧併びに布棉・茶烟・灰麪等の物を給し、旧  
例に循いて名に按じて支給するを請うべし。惟だ另に賞して猪・  
羊・酒等の項を共給するは、該庁の詳照せる黒島首里大屋子の例  
に抛りて賞給すると雖も、但だ査するに、黒島首里大屋子等は原  
より四十二人にして、風を被りて閩に飄ただよえば、猪二口・羊二牽・  
酒二埜を加賞するに係る。今、順流等、風に遭い、閩に來たるは  
僅かに只だ二十人のみ。所有の加賞して共給せる猪・羊・酒體は  
均しく応に酌して半折の価もて給すべし。順流等の原駕せる  
船隻に至りては、長さ五丈四尺・闊さ一丈五寸にして窄小の船に  
係る。之を黒島首里大屋子の船身に較ぶれば、長さは二丈八尺少  
なく、闊さは一丈四尺五寸少なし。船身の長さ・闊さは既に相い  
懸殊す。況んや該庁の查明に抛るに、不過桅篷を添買して略修葺  
を為すのみにして、便ち駕駛すべし。黒島首里大屋子の夷船、風  
を被り損壞して駕駛するに堪えざれば、応に大修を行うべき者と



は更に迥かに異なるに属す。応に修費銀三十兩を酌給し、其れをして自ずから桅篷を買備するを行い、修葺して完固ならしむるを聴し、接貢船内より別に水梢一名を選び、管駕して帰国せしむるを請うべし。以上の口糧・賞資・修費は均しく応に乾隆三十三年の存公項下より動支し、事竣れば実用せる数目を將て分晰して冊を造り、詳もて咨銷するを請い、余存の小米・籠箱・雜物に至りては、其れをして自便せしむるを聴すべし。合に難夷、風に遭いて閩に来たるの人数・貨物併びに辦理せる緣由を將て冊を造りて詳もて報ずべし。伏して憲台の察核して具奏し、部に咨するを候つ、等の由あり。

批を奉けたるに、仰いで撫部院衙門の察核して具奏し部に咨するを候て。繳す。冊は存す、等の因あり。

又、本月初一日に于て総督部堂兼署巡撫崔（応階）の批を奉けたる詳は、前由に同じ。批を奉けたるに、仰いで核奏し併びに部に咨するを候て。余は照行すべし。仍お督部堂衙門の批示を候て。繳す。冊は存送す、等の因あり。此れを奉けたり。当に応に給すべきの口糧・塩菜、賞資併びに修費の各銀兩を將て數に照らして給領して案に在り。

又、前事の為にす。

乾隆三十三年六月十二日、総督部堂崔（応階）の批を奉けたる本司の詳あり。

福防庁の詳に拠るに称すらく、順流・宮国目指等の船隻は、該

夷自ら領修を行い完固ならしめ、親ら赴きて驗看したるに槓楫は齊全たり。賞資せる折価銀兩は俱に經に承領せしめ、六月初三日を扱びて駅を離れて登舟し、遣発するを聴候す。該夷の原載せる貨物は風に遭いて丟棄し、剩りて在るものは幾ど無ければ、船は軽く駕駛し難きに緣り、接貢船内の閩に在りて兌買せる貨物を配搭し、以て圧載に資し、併びに船内の海道を熟悉せる伴梢二名を多撥し引導して管駕せしめ、冊・結を造具して詳もて遣発せんことを請うを声明す、等の由ありて前來せり。合に就ちに詳明すべし。伏して憲台の批示を候ち、以て咨を給して遣発するに便ならしむ。鎮に至れば開駕し、併びに長行回国の日期を取具し、具詳して題を請う、等の由あり。

批を奉けたるに、詳の如く咨を給し遣発せしめ、鎮に至れば開駕併びに長行回国の日期を取りて具詳して題を請え。余は已に悉れり。仍お撫部院衙門の批示を候て。繳す、等の因あり。

同日、総督部堂兼署巡撫崔（応階）の批を奉けたる詳は、前由に同じ。批を奉けたるに、詳の如く咨を給し遣発せしめ、鎮に至れば会験して明白ならしめ、例に照らして護送出洋せしめよ。長行回国の日期を取具し、簡詳を核叙して題を請え。併びに即ちに別に各項の數冊を造りて詳咨せよ。仍お督部堂衙門の批示を候て。繳す、等の因あり。此れを奉けたり。

合に就ちに咨を給して遣発すべし。此れが為に貴国王に備咨す。請煩わくは査照して施行せんことを。

須らく咨に至るべき者なり。

計、移送せる難夷、併びに接貢船内より派撥せる引導の伴梢の人数、併びに原帯せる物件は、接貢船内より配搭せる貨物と同一冊一本あり

右、琉球国中山王尚（穆）に咨す

乾隆二十三年（一七六八）六月十七日

- 注
- (1) 目指 琉球王国の地方役人の職名の一つ。村支配の管理役人で宮古・八重山などに設置され、村名を冠して○○目指と称した。「目差」とも書く。
  - (2) 霞浦県三沙汎 霞浦県は福建省北部、福寧府に属する沿岸地帯で福寧湾に臨む地。三沙汎は福寧湾一帯の海防を担った緑營の名。
  - (3) 護駕 護送する。
  - (4) 行抛 下級官に文書で指示したところ、返ってきたその件についての報告によれば、の意。
  - (5) 訊 校訂本は「抛」だが「四五―一四」により「訊」とした。
  - (6) 大番島 沖縄島のことか。
  - (7) 火柴 熱量にするための薪。
  - (8) 麻姑山 宮古島。那覇の南西約三一五キロメートルに位置する。太平山とも記す。
  - (9) 售売 売買。
  - (10) 小米 外皮をとった粟。米を大米というのに対して粟を小米という。
  - (11) 封運 密封して運搬する。
  - (12) 管解 身柄を保護して送ること。

- (13) 桅篷 桅（帆柱）と舟のとも。
- (14) 砍断（刀や斧などで）たたき切る。
- (15) 抛棄 投げすてる。
- (16) 零星 こまごまとした、微少なもの。
- (17) 營 各省において分駐巡防する緑營（漢人のみで編成し、治安維持に当たる軍）のこと。
- (18) 雇倩 金銭を出して雇うこと。
- (19) 訊明 取り調べて明らかにすること。
- (20) 首里大屋子 琉球王国時代に地方役人の一つとして間切や島ごとに設置された役職。宮古・八重山では蔵元の主要職としての役割をはたした。また、頭職は首里大屋子の中から選任された。
- (21) 援照 参照する。
- (22) 優恤 厚く恵むこと。
- (23) 量給 くばりわたす。配給する。
- (24) 棉 校訂本では「帛」だが「棉」の誤りか。
- (25) 按 校訂本では「接」だが「按」の誤りか。
- (26) 共給 必要なものをそなえあてがう。供給。
- (27) 酒醴 甘酒。一晩で醸造した酒。また広く酒一般をさす。
- (28) 窄小 狭くて小さい。
- (29) 懸殊 非常に差があること。
- (30) 酌給 配分して給与する。
- (31) 完固 完全に堅固なこと。
- (32) 管駕 乗り組んで操縦すること。坐駕と同じ。
- (33) 存公項下 公的財源ないし公金の費目。予備費。
- (34) 動支 支出する。
- (35) 咨銷 収支決算を咨文で決裁報告すること。
- (36) 自便 自分で使用すること。
- (37) 核奏 核査・検査したうえで上奏すること。

- (38) 領修 (費用・材料を) 受け取り修理する。
- (39) 驗看 検査する。点検する。
- (40) 齊全 完全に整備する。
- (41) 折価銀兩 折価は現金に換算すること。(物品などを) 現金に換算した銀兩。
- (42) 聴候 (協議の結果やそれに基づく指示などを) 待つこと。
- (43) 丟棄 捨て去る。放棄する。
- (44) 伴梢 官伴水梢のこと。進貢船や接貢船に乗る水夫のこと。
- (45) 簡詳 詳文のこと。すでに何度かの文書の往來を経ている場合、詳しい経過を省略していることがあり、そのような詳文を「簡詳」という。

2-51-16

琉球国中山王尚穆より乾隆帝あて、乾隆三十三年の進貢の表文(乾隆三十三《一七六八》、十二、七)

琉球国中山王臣尚穆、誠惶誠恐、稽首頓首して、謹んで表を奉り言を上る。

伏して以うに、聖徳は緝熙にして天行に法りて息まず、皇仁は溥博にして地載に应じて以て疆り無し。九有を合するに咸臨を以てし、一天雨に化し、三無を奉ずるに履泰を以てし、万井風に和す。歡びは敷天に洽くし、慶びは薄海に溢る。

欽んで惟うに、皇帝陛下、道高くして風動し、治協いて時雍

す。符瑞を四方より集め、歌誦は堯民の衢壤に徧くし、妖氛を万里に廓い、祥和は舜陛の薰絃を揮う。洵に景運、日に另にし、況昌期、天保らかならん。

臣穆、備んで属国に封ぜられ、叨くも東藩に列せられ、世隆恩に沐すれば、敢えて葵向を忘れんや。毎貢職を修め、倍芹私を切にす。謹んで陪臣の毛徳儀・毛維基等を遣わし、薄に溪毛を采りて、用て蟻悃を伸べん。

伏して願わくは、聖にして益聖なるを求め、安にして愈安なるを計り、一道同風にして万禩に常新の宇宙を撫し、参天兩地にして千秋に不頤の文謨を昭らかにせられんことを。則ち六合、光華ありて、長く星辰と共に爛燦し、万年、景福ありて、永く日月とともに升恒せん。

臣穆、天を瞻み聖を仰ぎ、激切屏宮の至りに任うる無し。謹んで表を奉り、貢を進めて以て聞す。

乾隆三十三年(一七六八)十二月初七日

注(1) 緝熙 光り輝くさま。『詩経』「大雅・文王」に「穆穆たる文王、於緝熙にして敬す」とある。毛伝に「緝熙は光明なり」とし「能く其の光明の徳を敬す」あり、文王の輝かしい品徳をたたえる語。

(2) 天行 天体の運行。

(3) 地載 『礼記』「中庸」の「天之所覆、地之所載」より。万物を載せる広く深い徳のこと。「五〇―一二」「生成覆載」「博厚高明」参照。